学振助一第８８４号
令和８年１１月１３日

関係各研究機関代表者　殿

独立行政法人日本学術振興会
理 事 長　　杉 野　　剛

令和８(2026)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（特別研究員奨励費）第６回の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が交付を行う令和８(2026)年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）のうち、特別研究員奨励費について、別添「令和８(2026)年度交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第６回）」（以下「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。

ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者（外国人特別研究員の受入研究者）に通知するとともに、研究代表者がこれにより助成金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

記

Ⅰ　提出書類及び提出期限

別紙１「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の内容を確認した上で、下記の提出書類を、日本学術振興会研究助成第一課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

なお、提出期限以降については、原則として提出書類の修正は認められません。

提出書類	作成者	提出期限
(1)必ず提出する書類		
①交付申請書（様式D-2-1） ②支払請求書（様式D-4-1） ③研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項 ④安全保障貿易管理情報登録	研究代表者	１２月４日（金）
(2)必要に応じ提出する書類		
⑤交付申請の辞退届（様式D-7） ⑥研究代表者の転出報告書（様式D-8） ⑦育児休業等又は病気を理由とする特別研究員の採用中断に伴う交付申請留保届（様式D-10） ⑧研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式D-13）	研究機関	１１月２７日（金）

Ⅱ　提出方法

別途メールでお送りする様式により作成してください。

提出にあたっては、(1)必ず提出する書類のファイル名を「(研究機関番号)_(課題番号)_交付申請書」とし、(2)必要に応じ提出する書類のファイル名を「(研究機関番号)_(課題番号)_D-●」としてください。

研究機関毎に取りまとめ、以下のURLに格納してください。

①～④の提出用URL：https://jsps-storage.ent.box.com/f/4c57f17db7e44f009e7b1556bf6943ab
⑤～⑧の提出用URL：https://jsps-storage.ent.box.com/f/78472419985142a4aeb72303ef03e23a

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、支払請求書の作成及び確認に当たっては、日本学術振興会ウェブサイト（https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html）において、「学術研究助成基金助成金交付申請書・支払請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますので御活用ください。

Ⅲ　留意事項

１．本年度に適用することを予定している交付条件は別紙２のとおりですので、内容を研究代表者に周知するとともに令和８(2026)年度における交付条件等の主な変更点（別紙３）について確認してください。

２．交付申請に当たっては、「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙４）について、研究代表者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者及び研究分担者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。
また、本内容は本会のウェブサイトに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者等にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

３．本件通知日以降（「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」にあっては内定通知日以降で、かつ研究分担者である外国人特別研究員の採用期間開始日以降）直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、助成金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて助成金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

４．交付申請書に含まれる個人情報は、助成金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に提供するとともに、公共データ利用規約※に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。
※【参考：公共データ利用規約（第2.0版）（平成27年12月24日決定 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議）】
URL：https://www.digital.go.jp/resources/open_data/

５．交付申請書の提出後から交付決定までの間に、研究代表者の応募資格の喪失や研究代表者が欠ける等、補助事業を実施できない事由が発生した場合、及び研究代表者の異動が生じた場合には、速やかに「Ⅳ　問合せ先」に連絡してください。

６．本件通知日以降に外国人特別研究員の採用期間を短縮し、科研費応募資格を有する研究者となる者のうち、交付申請時点において科研費応募資格を有する者は交付申請を行うことができます。ただし、以下の者は、今回交付内定があった場合であっても交付申請を行うことができませんので、様式Ｄ－７「交付申請の辞退届」を提出してください。

・令和８(2026)年１１月１２日までに外国人特別研究員の採用期間を短縮した者
・令和８(2026)年１１月１３日以降に外国人特別研究員の採用期間を短縮する者のうち、辞退の翌日時点で科研費応募資格を有しない者

７．「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の場合には、研究代表者（外国人特別研究員の受入研究者）に直接経費の全額を配分してください。（研究分担者（外国人特別研究員）には分担金を配分できません。）

８．外国人特別研究員の本年度の採用期間について、新規課題は４ヶ月以下となる場合、本年度分の助成金の交付を申請することができませんので十分注意してください。

９．外国人特別研究員は、科研費の他の研究種目に応募することはできませんが、外国人特別研究員に採用される以前に応募している場合があります。該当課題については各研究機関で確認を行い、応募した研究課題が採択され、交付申請の辞退をしていない場合は、日本学術振興会へ連絡してください。

１０．科研費振込口座の登録（修正）が必要な研究機関は、速やかに「Ⅳ　問合せ先」に連絡してください。

１１．科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活

動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取り組み状況に係るチェックリスト」（研究不正行為チェックリスト）を提出する必要があります。令和７(2025)年４月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（令和７(2025)年４月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。詳細は各種目の公募要領を確認してください。

１２．平成２９年２月１７日付けで文部科学省から関係研究機関宛てに参考１の通知が発出されています。ついては、貴研究機関所属の研究代表者及び研究分担者に周知（他の研究機関所属の研究分担者にも研究代表者を通じて周知）してください。また、貴研究機関において研究代表者及び研究分担者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第２３２１号の主文１１に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「Ⅳ　問合せ先」に報告してください。

１３．科研費による研究活動を行う研究者は、当該研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報（当該研究者の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）について、研究機関の取扱いに基づき研究機関と適切に共有する必要があります。

※参考：

【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf

【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）】

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

【研究インテグリティ（内閣府HP）】

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html

１４．科研費による研究活動を行う研究者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することとしており、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備する必要があります（参考２参照）。なお、令和７(2025)年度以降に助成を受ける研究課題から、交付申請時に「安全保障貿易管理情報」（外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否か）の登録が必須となります。研究代表者及び研究分担者全員が「安全保障貿易管理情報」を登録していない場合並びにリスト規制対象貨物の輸出又は技術提供予定の有無について「あり」とした研究者の所属研究機関が、e-Radにおいて安全保障貿易管理体制の整備状況を「未整備」としている場合、交付決定を行いません。

※参考：

【安全保障貿易管理ハンドブック（経済産業省HP）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

【安全保障貿易管理（経済産業省HP）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

【一般財団法人安全保障貿易情報センター】

https://www.cistec.or.jp/index.html

【安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）（経済産業省HP）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html

【外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（経済産業省HP）】

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

１５．令和６(2024)年度から、研究データの管理計画書であるデータマネジメントプラン（ＤＭＰ）を作成のうえ、研究を実施する必要があります。研究代表者は、研究の開始にあたりＤＭＰを作成し、研究データの適切な管理や利活用の促進に努めてください。なお、ＤＭＰの提出は求めません。また、補助事業により生み出し公開した研究データの情報(メタデータ等)は、実施状況報告書又は実績報告書の一部として報告する必要があります。詳しい作成方法等は日本学術振興会ホームページ（https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html）を御覧ください。

Ⅳ　問合せ先

〒102-0083　東京都千代田区麹町５－３－１

独立行政法人日本学術振興会 研究助成部 研究助成第一課 総務企画係

TEL　03-3263-0980

（添付書類）

別　添「令和８(2026)年度交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第６回）」

別紙１「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」

別紙２「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」（外国人特別研究員）

別紙３「令和８(2026)年度学術研究助成基金助成金における交付条件等の主な変更点」

別紙４「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」

参考１「国際連合安全保障理事会決議第２３２１号の厳格な実施について（依頼）」（平成２９年２月１７日付け　文部科学省大臣官房国際課長通知）

参考２「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」（経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課）